

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

久喜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「教育・保育給付認定子どもの数の総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに」に、「法第19条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「法第19条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、」を「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、」に、「法第28条第1項第3号」を「法第28条第2項第3号」に、「特別利用保育」を「特別利用教育」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。